

公認スキー学校等設置規程

- 第1条 本規程は、教育本部規程第1条第1項第5号の定めによる事業遂行の一手段として普及指導活動を行うスキー学校（A公認、B公認、分校、インターナショナル分校）及びスキー教室（以下「公認スキー学校」という。）の本連盟による公認に関し、必要な事項を定める。
- 第2条 公認スキー学校とは、公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領に定める資格者を教師として、本連盟が示したスキー、スノーボード及びクロスカントリースキーの指導方法に基づいて、有料でレッスンを行うスキー学校のことをいう。
- 2 公認スキー学校は、本連盟の定める公認スキー学校等設置基準及び実施要領に基づく審査を受け、公認されなければならない。
- 3 公認スキー学校は、本連盟の規約・規程を遵守し、運営に努めなければならない。
- 4 公認スキー学校が実施する事業は、本連盟又は加盟団体が直轄で実施する事業を除く。
- 第3条 公認スキー学校は、本連盟の方針に基づき、指導分野を広げ、普及発展させる目的で運営しなければならない。ただし、教師が配属できる種目または競技のみを開講する。
- 第4条 公認の区分は、A公認、B公認、分校、インターナショナル分校、教室の5種類とし、次の各号に掲げるとおりとする。
- （1）A公認は、シーズン中、同ースキー場において常時開設され、必要相当の校舎を有し、教師を3名以上常駐させているもの
- （2）B公認は、シーズン中、同ースキー場において断続的であるが、開設回数が多く必要相当の校舎を有するもの
- （3）分校は、A公認校が同ースキー場において地形上、必要とするもの
- （4）インターナショナル分校は、前年度A校又はB校として公認され、今年度も更新するA校又はB校が、海外で活動する場合、A校又はB校の管轄のもと、国外のスキー場との契約を締結しているもの。開設期間は、海外で活動することを申請した期間に限る。
- （5）公認スキー教室は、シーズン中、同ースキー場に留まらず、広地域にわたり、断続的に移動開設し、開設期間は数日程度の短期間で、その開設回数が多いもの
- 2 スキーまたはスノーボードの、ナショナルデモンストレーター、SAJデモンストレーター（従前のデモンストレーターを含む）、冬季オリンピックスノースポーツ種目の出場経験者で本連盟指導員資格を有する者は、同条第1項第4号の公認スキー教室を所定の手続を経て開設できる。
- 3 同条第1項の開設期間は、本連盟定款第6条で定めた本連盟事業年度8月1日から翌年7月31日までとする。
- 第5条 公認スキー学校が、本連盟の方針に相違し、規約・規程等に著しく違反したとき又は、公認スキー学校の行為に基づき受講者、地域社会等とトラブルが生じた場合は、理事会の決議をもって、公認を取り消すことができる。
- 2 前項により公認の取り消しを受けた公認スキー学校に委嘱されていた公認資格者は、当該公認スキー学校にとどまることができない。
- 3 公認スキー学校は、受講者、地域社会等又はスキー学校内部において紛争

が生じた場合、公認スキー学校はその責任と費用において、紛争を解決するものとし、本連盟は何ら責任を負わない。

第6条 公認スキー学校等設置基準及び申請・実施要領は別にこれを定める。

第7条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年8月	改訂
平成5年6月26日	改正
平成17年6月15日	改正
平成18年11月1日	改正
平成24年9月26日	改正
平成25年7月9日	改正
平成27年7月14日	改正
平成29年7月15日	改正
平成30年7月2日	改正
平成30年12月13日	改正
令和5年7月6日	改正
令和8年6月25日	改正、令和8年8月1日施行